令 和 7 年 度

豊前市財政健全化審査
及び経営健全化審査意見書

豊 前 市 監 査 委 員

８豊監第４１－３号
令和８年８月１７日

豊前市長　西　元　　健　　殿

豊前市監査委員　林　田　冷　子

豊前市監査委員　内　丸　伸　一

令和７年度 豊前市財政健全化審査及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和７年度 豊前市財政健全化審査及び
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

目　　次

第１．　審査の対象 …… １

第２．　審査の方法 …… ２

第３．　審査の期間 …… ２

第４．　審査の結果及び状況 …… ２

１．審査の結果 …… ２

２．健全化判断比率の状況 …… ２
（１）実質赤字比率 …… ４
（２）連結実質赤字比率 …… ５
（３）実質公債費比率 …… ６
（４）将来負担比率 …… ７

３．資金不足比率の状況 …… ８

（注）　意見書の計数については、端数処理により不突合の誤差が生じる場合がある。

第１．審査の対象

・令和７年度　健全化判断比率

（１）実質赤字比率　（２）連結実質赤字比率　（３）実質公債費比率

（４）将来負担比率

・令和７年度　資金不足比率

それぞれの比率の審査の対象となる本市の会計区分を図式化すると以下のとおりとなる。

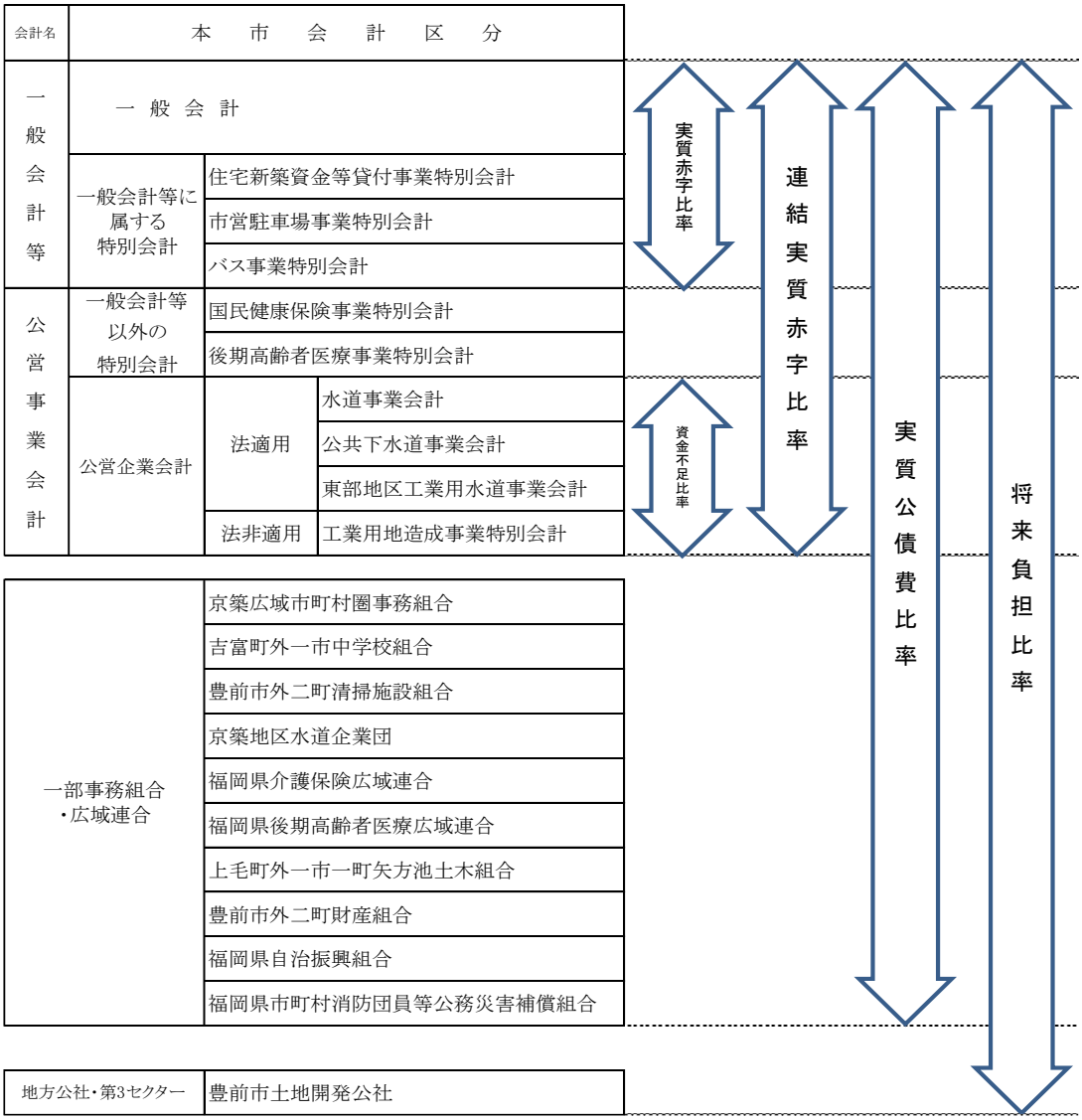

第２．審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に従い適正に作成されているか、計数が正確であるか関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続により実施した。

第３．審査の期間

令和８年８月３日から令和８年８月１０日まで

（水道事業会計、公共下水道事業会計、東部地区工業用水道事業会計に係る資金不足比率審査については、令和８年７月１日から令和８年８月１０日まで）

第４．審査の結果及び状況

１．審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令等に従い適正に作成されており、算定対象となる会計等はすべて網羅され、計数も正確であると認める。

２．健全化判断比率の状況

本市の令和７年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

（単位:％）

財政指標名	令和５年度 健全化判断比率	令和６年度 健全化判断比率	**令和７年度 健全化判断比率**	早期健全化 基　準	財政再生 基　準
① 実質赤字比率	—	—	**—**	13.88	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	**—**	18.88	30.00
③ 実質公債費比率	8.6	8.1	**7.4**	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	—	**4.1**	350.0	—

※ 各比率が負の値の場合は、「－」で表示する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額が赤字ではないため、「－」で表示している。

実質公債費比率は7.4％で、早期健全化基準（25％）、財政再生基準（35％）を下回っている。

その結果、本市の比率はいずれも国の示す基準を下回っており、健全性を確保していると認める。

（１） 実質赤字比率

実質赤字比率は当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{実質赤字比率}(\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}} \times 100$$

（単位：千円、％）

会 計 名		実質収支		増 減
		令和7年度	令和6年度	
一般会計等	一般会計	516,830	546,492	△ 29,662
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,152	2,806	1,346
	市営駐車場事業特別会計	588	194	394
	バス事業特別会計	0	0	0
	計	521,570	549,492	△ 27,922
	実質赤字額 A	△ 521,570	△ 549,492	27,922
標準財政規模 B		7,531,216	7,345,586	185,630
実質赤字比率 (A/B)×100	**比率**	**―**	**―**	**―**
	算定値	**△ 6.92**	**△ 7.48**	**0.56**

早期健全化基準	13.88
財政再生基準	20.00

(注 1) 実質赤字額及び比率は「△（マイナス）」表示が黒字、「正数」表示が赤字である。

令和７年度の実質収支額は 521,570 千円の黒字で、実質赤字比率（算定値）は△6.92％である。この結果、令和７年度の実質赤字比率は早期健全化基準を下回っているが、前年度に比べ 0.56 ポイント悪化している。

（２） 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}\ (\text{実質赤字額}+\text{資金不足額})-(\text{実質黒字額}+\text{資金剰余額})}{\text{標準財政規模の額}} \times 100$$

（単位：千円、％）

会計名	本市会計区分					令和7年度	令和6年度	増減
一般会計等	一般会計				①	516,830	546,492	△ 29,662
	一般会計等に属する特別会計			住宅新築資金等貸付事業特別会計	②	4,152	2,806	1,346
				市営駐車場事業特別会計	③	588	194	394
				バス事業特別会計	④	0	0	0
公営事業会計	特別会計	一般会計等以外の特別会計		国民健康保険事業特別会計	⑤	△ 121,720	△ 123,011	1,291
				後期高齢者医療事業特別会計	⑥	21,901	20,732	1,169
		公営企業会計	法適用	水道事業会計	⑦	113,790	118,019	△ 4,229
				公共下水道事業会計	⑧	423,269	403,726	19,543
				東部地区工業用水道事業会計	⑨	71,155	78,563	△ 7,408
			法非適用	工業用地造成事業特別会計	⑩	0	0	0
合計 A（①～⑩の合計）						1,029,965	1,047,521	△ 17,556
標準財政規模 B						7,531,216	7,345,586	185,630
連結実質赤字比率 (A/B)×100				**比率**		－	－	－
				算定値		**△ 13.67**	**△ 14.26**	**0.59**

早期健全化基準	18.88
財政再生基準	30.00

(注 1) 一般会計①～後期高齢者医療事業特別会計⑥については「実質収支額」を、水道事業会計⑦～工業用地造成事業特別会計⑩については「資金不足額・剰余額」を示す。
(注 2) 連結実質収支が黒字である場合、「連結実質赤字比率」の算定値は負の値で示される。

令和７年度の連結実質収支額は1,029,965千円の黒字で、連結実質赤字比率(算定値)は△13.67％である。この結果、令和７年度の連結実質赤字比率は早期健全化基準を下回っているが、前年度に比べ0.59ポイント悪化している。

（３） 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標である。

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \frac{\text{地方債の元利償還金(公債費充当特定財源を控除)＋準元利償還金－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

実質公債費比率の推移は、次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区　　分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
地方債の元利償還金（繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除く） ①	1,011,216	1,029,260	1,060,811	1,178,949
公債費充当特定財源 ②	68,360	54,020	46,022	57,666
準元利償還金 ③	267,516	262,619	287,559	284,190
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	721,122	756,968	798,166	811,333
標準財政規模 ⑤	7,531,216	7,345,586	7,200,310	7,139,534
各年度の実質公債費比率（％） (①-②+③-④)／(⑤-④)×100	7.18419	7.29881	7.87521	9.38877
本年度の実質公債費比率（％）（3か年平均）	**7.4**			
前年度の実質公債費比率（％）（3か年平均）		8.1		
増減ポイント	△ 0.7			

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

実質公債費比率は、審査の対象年度を含めた３か年平均の数値であり、令和７年度の実質公債費比率は7.4％である。この結果、令和７年度の実質公債費比率は早期健全化基準を下回っており、前年度に比べ 0.7 ポイント改善している。また、単年度で比較すると、令和７年度は前年度に比べ約 0.1 ポイント改善している。

（４） 将来負担比率

将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

$$\text{将来負担比率（\%）} = \frac{\text{将来負担額－(充当可能基金額＋充当可能特定歳入＋地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

（単位：千円、％）

区　分		令和7年度	令和6年度	増　減
地方債の現在高	①	8,066,673	7,114,821	951,852
債務負担行為に基づく支出予定額	②	144,473	144,481	△ 8
公営企業債等繰入見込額	③	1,537,123	1,657,713	△ 120,590
組合負担等見込額	④	241,549	284,169	△ 42,620
退職手当負担見込額	⑤	1,868,826	1,815,776	53,050
設立法人の負債額等負担見込額	⑥	0	0	0
連結実質赤字額	⑦	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	⑧	0	0	0
将来負担額（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧）	A	11,858,644	11,016,960	841,684
充当可能基金	⑨	4,298,917	4,354,287	△ 55,370
充当可能特定歳入	⑩	280,577	314,091	△ 33,514
基準財政需要額算入見込額	⑪	6,994,298	7,039,105	△ 44,807
充当可能財源等（⑨+⑩+⑪）	B	11,573,792	11,707,483	△ 133,691
A将来負担額－B充当可能財源等	C	284,852	△ 690,523	975,375
標準財政規模	D	7,531,216	7,345,586	185,630
算入公債費等の額	E	721,122	756,968	△ 35,846
D標準財政規模－E算入公債費等の額	F	6,810,094	6,588,618	221,476
将来負担比率 C/F×100（％）	比率	4.1	－	14.5
	算定値	—	△ 10.4	

早期健全化基準	350.0

令和７年度の将来負担比率（算定値）は 4.1%で早期健全化基準を下回っており、前年度に比べ 14.5 ポイント悪化している。

３．資金不足比率の状況

資金不足比率は、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標で、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが難しくなる。

資金不足比率が経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）以上となった場合には、企業ごとに当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図らなければならないことになる。

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額（流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高−流動資産−解消可能資金不足額）}}{\text{事業の規模（営業収益の額−受託工事収益の額）}} \times 100$$

各会計の資金不足比率の推移は、次表のとおりである。

（単位：千円、%）

	会 計 名	区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
法適用事業	水道事業	資金不足額・余剰金 A		113,790	118,019	△ 4,229
		事業の規模 B		451,200	448,082	3,118
		資金不足比率 (A/B)×100	比率	―	―	―
			算定値	△ 25.2	△ 26.3	1.1
	公共下水道事業	資金不足額・余剰金 A		423,269	403,726	19,543
		事業の規模 B		240,092	242,628	△ 2,536
		資金不足比率 (A/B)×100	比率	―	―	―
			算定値	△ 176.2	△ 166.3	△ 9.9
	東部地区工業用水道事業	資金不足額・余剰金 A		71,155	78,563	△ 7,408
		事業の規模 B		9,712	10,142	△ 430
		資金不足比率 (A/B)×100	比率	―	―	―
			算定値	△ 732.6	△ 774.6	42.0
法非適用事業	工業用地造成事業	資金不足額・余剰金 A		0	0	0
		事業の規模 B		0	0	0
		資金不足比率 (A/B)×100	比率	―	―	―
			算定値	0.0	0.0	0.0

経営健全化基準	20.0

令和７年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足額が発生していないので資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

その結果、本市の比率は、いずれも国の示す基準からみて、健全な範囲を維持していると認める。